<u> </u>		٦		
売却区分番号	1016-1			
見積価額	¥7, 430, 000	公 売 保 証 金 ¥800,000		
財産の表示	1 (主たる建物の表示)			
	所在 三	重県多気郡明和町大字上村字ウシバ 1123 番地 4		
	家屋番号 11:	23番4		
	種類事	务所		
	構造 木	造スレート葺平家建		
	床面積 45.	. 77 平方メートル		
	(附属建物の表示)			
	符号 1			
	種類機	戒室		
	構造鉄・鉄・	骨造スレート葺 2 階建		
	床面積 1 %	皆 14. 56 平方メートル		
	2 β	皆 14. 56 平方メートル		
	符号 2			
	種類機	戒室		
	構造鉄	骨造スレート葺平家建		
	床面積 15.	15.81 平方メートル		
	符号 3			
	種類事	务所		
	構造軽	量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建		
	床面積 12.	12.96 平方メートル		
	2 所在 三	 重県多気郡明和町大字上村字ウシバ		
	地番 112	23番4		
	地目 雑	重地		
	地積 1,	'26 平方メートル		
		以上登記簿による表示		
公法上の規制	区域区分が定められていない都市計画区域			
	用途無指定地			
	建蔽率 60% 容積率 200%			
	明和町特定用途制限地域 田園居住地区			
	土砂災害警戒区域			
接 道 状 況	西側 幅員約 12 メートル 舗装県道 ほぼ等高接面			
地盤 • 地勢				
使 用 状 況 等	・昭和60年4月1日新築(登記			
	・公売財産2上には、所有者不明のクレーン付資材置場、簡易物置、簡易トイレなど			
	がある。			
	・上記クレーン付き資材置場には、所有者不明の動産等が置かれている。			
	・公売財産2の西側には、南側隣接地(地番「1123番23」)にある第三者の工場へ荷			
	物を運びこむための簡易スロープが設置されている。			
	(以上、令和7年5月13日現在)			

-									
売	却区	分番	子号	1016-1					
見	積	価	額	¥7, 430, 000	公売保証金	¥800, 000			
特	記	事	項	・公売財産1の附属建物の符号1	及び符号2は滅失	している。			
				・公売財産1の附属建物の符号3	は一部取り壊され	ている。			
				・公売財産1の内部調査は実施し	ていない。				
				・中部電力パワーグリッド株式会社の電柱及び支線がある。					
				・公売財産は、国税徴収法第89 第	♥第3項の規定に基	そづき一括換価の方法により公売を			
				行う。					
				・公売財産は、国税徴収法第89多	その2第1項の規定	ごにより、換価の執行を決定してい			
				る。					
住	居	長示	等	三重県多気郡明和町大字上村 112	3番地4				
最		駅	等	JR(東海) 紀勢本線 多気駅 徒歩約27分					
-	のも			公売財産の売却決定は、最高価申		, ,			
	注意〕		へた	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、ご					
だ	<	事	項	入札ください。					
						関係等) 及び関係公簿等を確認し			
				てください。なお、国は関係資料		0			
				・図面は、現況と異なる場合がある。	· -				
				・建蔽率及び容積率は一般的なも		· ·			
						も、国は担保責任等を負いません。			
				・国は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求					
				める場合や不動産内にある動産の取扱いなどは全て買受人の責任において行うことに					
				'^ ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '					
				有者とそれぞれ協議してください。					
				・土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。					
				・公売手続を中止することがありますので、事前に公売中止の有無をお問い合わせく					
				ださい。					
				・法令等の規定により換価制限(入札後の手続が停止)となる場合があります。					
				・公売財産に係る国税の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたとき					
				は、その売却決定を取り消します。					
				・権利移転に伴う費用(移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等)は買受					
				人の負担となります。					
陳	述書等の提出・入札をしようとする者(その者が法人				が法人である場合	には、その役員、以下「入札者等」			
に	2	V V	て						
				がない場合又は不備があるときには、入札は無効となります。					
				暴力団員等とは、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平					
				成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力					
				団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。					
				なお、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が法人である場合					
				には、法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)を提出する必					

要があります。

売却区分番号	1016-1				
見積価額	¥7, 430, 000	公売保証金	¥800, 000		
また、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が宅地建物取引業 又は債権管理回収業の事業者である場合には、その許認可等を受けていることを証明する文書(宅地建物取引業の免許証等)の写しを併せて提出する必要があります。 ・売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らたにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。 なお、買受人又は自己の計算において公売不動産の入札をさせた者が暴力団員等に該当すると認められる場合は、売却決定を取り消します。					









